

監査結果公表第1号

令和3年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した令和3年度定期監査について、同条第9項の規定に基づきその結果を公表する。

令和4年2月21日

まほろば環境衛生組合監査委員

令和3年度定期監査結果報告書

I. 監査の概要

1. 監査の実施期間

令和4年1月20日

2. 監査の実施者

監査委員 徳久 亮太郎

監査委員 吉村 裕之

3. 監査の対象

まほろば環境衛生組合

4. 監査の目的、着眼点及び監査手続き

令和3年度におけるまほろば環境衛生組合の財務に関する事務の執行について、その適否を確かめるため、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の各視点から監査を行った。

この監査を行うにあたり、監査委員は、当該組合事務局から提出された定期監査資料に基づき、関係職員からの説明を求め、その他必要に応じて文書の閲覧等により事業執行にかかる一連の事務を確認して監査を実施した。

II. 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行について、関係書類を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、事務執行の一部に改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。なお、改善事項については、以下のとおりである。

○事務処理について

起案書の決裁日が未記入のものが見受けられた。また、伝票や起案書の決裁欄について、空欄の書類が多々あった。これらについては押印漏れと見誤るため、斜線を引くなどし、改善を図られたい。

○契約事務について

「令和3年度ごみ中継施設整備に関する発注支援業務委託（以下、発注支援業務委託）」について、業務追加による税込み約200万円の増額となる変更契約を締結している。追加業務である「費用対効果分析業務」と「交通量事前調査業務」を、発注支援業務委託の契約先に依頼することで、他者より安価に契約できたとの説明があったが、それについての根拠資料はなかった。入札・契約過程の公平性、透明性確保の観点から、追加したそれぞれの業務については、改めて他者からも見積もりを徴取し、安価になるという事実を明らかにした上で、締結されるべきである。業務の特性上、発注支援業務委託の契約者以外に委託できない理由があるのであれば、起案書に詳細な理由を書かれたい。

また、発注支援業務委託に係る業務着手届の届出日に記載漏れが見受けられたので、適正に処理されたい。